

令和8年1月16日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

東京都羽村市長 橋本 弘山

介護保険制度における地域区分格差の是正に関する要望書

日頃より、国民のために介護保険制度の充実に尽力されていますことに、感謝申し上げます。

さて、介護保険制度における介護報酬の算定にあたっては、地域ごとの人件費格差を調整するため、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分が設定され、加算が設けられています。

現在の羽村市の地域区分は6級地（6%）と設定されています。しかし、隣接する他市においては、青梅市が3級地（15%）、福生市及びあきる野市が5級地（10%）と設定されています。福生市においては経過措置が適用されているため、最終的には3級地（15%）の設定となります。

令和3年度及び令和6年度介護報酬改定において地域区分の設定に関する特例が設けられています。しかし、当市は、国家公務員の地域手当の設定のない瑞穂町と隣接しているため、特例を用いることはできず、地域区分を福生市及びあきる野市と同じ5級地（10%）に見直すことはできません。

当市は、島しょ部を除き、東京都内で最も低い地域区分が設定されております。日々、高齢者に対してサービスを提供する市内の介護保険事業者からは、隣接する他市の介護保険事業者と同等のサービスを提供しても、介護給付費収入に違いが生じているため、介護人材確保の面でも不利益が生じていると聞いております。

高齢者人口、特に後期高齢者人口が増加している状況において、同一生活圈・経済圏にある隣接他市と当市の間で設けられた地域区分の格差は、当市の介護保険制度の運営及び高齢者への介護サービス提供に支障をきたす恐れがあり、保険者として大きな危機感を抱いております。

国家公務員の地域手当については、令和6年人事院勧告において都道府県単位で設定するよう勧告がなされました。

令和9年度に予定される介護報酬改定においては、国家公務員の地域手当と同様に、当市の地域区分が、隣接する青梅市、福生市及びあきる野市と同等の適正な設定となるよう、切に要望いたします。

令和8年1月16日

厚生労働省老健局長 黒田 秀郎 殿

東京都羽村市長 橋本 弘山

介護保険制度における地域区分格差の是正に関する要望書

日頃より、国民のために介護保険制度の充実に尽力されていますことに、感謝申し上げます。

さて、介護保険制度における介護報酬の算定にあたっては、地域ごとの人件費格差を調整するため、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分が設定され、加算が設けられています。

現在の羽村市の地域区分は6級地（6%）と設定されています。しかし、隣接する他市においては、青梅市が3級地（15%）、福生市及びあきる野市が5級地（10%）と設定されています。福生市においては経過措置が適用されているため、最終的には3級地（15%）の設定となります。

令和3年度及び令和6年度介護報酬改定において地域区分の設定に関する特例が設けられています。しかし、当市は、国家公務員の地域手当の設定のない瑞穂町と隣接しているため、特例を用いることはできず、地域区分を福生市及びあきる野市と同じ5級地（10%）に見直すことはできません。

当市は、島しょ部を除き、東京都内で最も低い地域区分が設定されております。日々、高齢者に対してサービスを提供する市内の介護保険事業者からは、隣接する他市の介護保険事業者と同等のサービスを提供しても、介護給付費収入に違いが生じているため、介護人材確保の面でも不利益が生じていると聞いております。

高齢者人口、特に後期高齢者人口が増加している状況において、同一生活圏・経済圏にある隣接他市と当市の間で設けられた地域区分の格差は、当市の介護保険制度の運営及び高齢者への介護サービス提供に支障をきたす恐れがあり、保険者として大きな危機感を抱いております。

国家公務員の地域手当については、令和6年人事院勧告において都道府県単位で設定するよう勧告がなされました。

令和9年度に予定される介護報酬改定においては、国家公務員の地域手当と同様に、当市の地域区分が、隣接する青梅市、福生市及びあきる野市と同等の適正な設定となるよう、切に要望いたします。

令和6年度介護報酬改定における東京多摩地域の地域区分の設定

